

議案第 16 号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の
一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制
定について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改
正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の
一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部改正)

第1条 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例（平成25年野田市条例第10号）の一部を次のように
改正する。

目次中

「第12章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準（第40条）

第13章 雑則（第41条）

を「第12章 雑則（第40条）」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定地域密着型サービスに関する基準）

第2条の2 次条及び第6条から第39条までに定めるもののほか、指定地
域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令
の定めるところによる。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等
のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実
施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供する
に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報そ
の他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

第15条前段中「から第11条まで」を「及び第11条」に改め、同条後
段を削る。

第15条の4及び第15条の5を次のように改める。

第15条の4及び第15条の5 削除

第15条の10、第15条の13及び第21条中「から第15条の5まで」を削る。

第24条及び第27条中「、第15条の3及び第15条の5」を「及び第15条の3」に改める。

第30条中「から第15条の5まで」を削る。

第33条及び第36条中「、第15条の3第2項及び第15条の4」を「及び第15条の3第2項」に改める。

第39条中「、第15条の3及び第15条の5」を「及び第15条の3」に改める。

第12章を削る。

第41条中「第3条」を「第2条の2」に、「同条第1項」を「同項」に、「第4項第1号」を「同条第4項第1号」に改め、第13章中同条を第40条とする。

第13章を第12章とする。

(野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年野田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準（第18条）

第7章 雑則（第19条）

を「第6章 雑則（第18条）」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定地域密着型介護予防サービスに関する基準）

第2条の2 次条及び第5条から第17条までに定めるもののほか、指定地

域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

第14条及び第17条中「、第8条」を削る。

第6章を削る。

第19条中「第3条」を「第2条の2」に改め、第7章中同条を第18条とする。

第7章を第6章とする。

(野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年野田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報

を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定居宅介護支援等の事業に関する基準)

第3条 次条、第6条及び第7条に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の経過措置期間の満了に伴い、関係条例の規定を整備しようとするものである。

参考資料

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年野田市条例第10号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
目次 第1章～第11章（略） <u>第12章 雑則(第40条)</u> 附則 (指定地域密着型サービスに関する基準) <u>第2条の2 次条及び第6条から第39条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。</u> (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条（略） 2（略） <u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> <u>第9条及び第10条 削除</u> (準用) 第15条 第8条及び第11条の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用す	目次 第1章～第11章（略） <u>第12章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準(第40条)</u> <u>第13章 雑則(第41条)</u> 附則 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条（略） 2（略） (非常災害対策) <u>第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に必要な訓練又は研修の機会を設けるよう努めなければならない。</u> (衛生教育) <u>第10条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対する衛生教育の徹底に努めなければならない。</u> (準用) 第15条 第8条から第11条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準

る。

第 15 条の 4 及び第 15 条の 5 削除

(準用)

第 15 条の 10 第 11 条及び第 15 条の 3 の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

(準用)

第 15 条の 13 第 11 条及び第 15 条の 3 の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

(準用)

第 21 条 第 11 条及び第 15 条の 3 の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

(準用)

第 24 条 第 11 条及び第 15 条の 3 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

(準用)

第 27 条 第 11 条及び第 15 条の 3 の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(準用)

第 30 条 第 11 条及び第 15 条の 3 の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(準用)

第 33 条 第 11 条及び第 15 条の 3 第 2 項の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(準用)

第 36 条 第 11 条及び第 15 条の 3 第 2 項の規

用する。この場合において、第 10 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第 32 条に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 15 条の 5 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第 15 条の 10 第 11 条及び第 15 条の 3 から第 15 条の 5 までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

(準用)

第 15 条の 13 第 11 条及び第 15 条の 3 から第 15 条の 5 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

(準用)

第 21 条 第 11 条及び第 15 条の 3 から第 15 条の 5 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

(準用)

第 24 条 第 11 条、第 15 条の 3 及び第 15 条の 5 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

(準用)

第 27 条 第 11 条、第 15 条の 3 及び第 15 条の 5 の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(準用)

第 30 条 第 11 条及び第 15 条の 3 から第 15 条の 5 までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(準用)

第 33 条 第 11 条、第 15 条の 3 第 2 項及び第 15 条の 4 の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(準用)

第 36 条 第 11 条、第 15 条の 3 第 2 項及び第

定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。 (準用) 第39条 第11条及び第15条の3の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 (削る。) (削る。) 第12章 (略) (本市の区域外の事業所に係る特例) 第40条 第2条の2から前条までの規定にかかわらず、法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であつて市長が必要と認めるときは、<u>同項及び同条第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準</u>、法第78条の2の2第1項各号の規定による共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところによる。	15条の4の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。 (準用) 第39条 第11条、第15条の3及び第15条の5の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 第12章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準 第40条 第3条及び第6条から前条までに定めるもののほか、<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。</u> 第13章 (略) (本市の区域外の事業所に係る特例) 第41条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であつて市長が必要と認めるときは、<u>同条第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準</u>、法第78条の2の2第1項各号の規定による共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところによる。
---	---

- 野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年野田市条例第11号)(第2条関係)

改 正 案	現 行
目次 第1章～第5章 (略) 第6章 雑則(第18条) 附則 (指定地域密着型介護予防サービスに関する基準) 第2条の2 次条及び第5条から第17条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、基準省令の定めるところ	目次 第1章～第5章 (略) 第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準(第18条) 第7章 雑則(第19条) 附則

による。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条及び第8条 削除

(準用)

第14条 第6条及び第9条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

(準用)

第17条 第6条及び第9条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(削る。)

(削る。)

第6章 (略)

(本市の区域外の事業所に係る特例)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 (略)

2 (略)

(非常災害対策)

第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、基準省令第30条に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第8条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第14条 第6条、第8条及び第9条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

(準用)

第17条 第6条、第8条及び第9条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準

第18条 第3条及び第5条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

第7章 (略)

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第18条 第2条の2から前条までの規定にかかわらず、法第115条の12第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、同条第2項第1号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところによる。	第19条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第115条の12第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、同条第2項第1号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところによる。
---	---

○ 野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成30年野田市条例第24号) (第3条関係)

改 正 案	現 行
(指定居宅介護支援等の事業に関する基準) 第3条 次条、第6条及び第7条に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。 (基本方針) 第4条 (略) 2～4 (略) 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第5条～第7条 (略) (削る。)	(基本方針) 第3条 (略) 2～4 (略) 第4条～第6条 (略) (指定居宅介護支援等の事業に関するその他の基準) 第7条 第3条及び前2条に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。